

はるか

VOL.8

2002.4

特集 ▶ かすがい男女共同参画プラン



計画の策定にあたって

平成11年(1999年)、男女共同参画社会の実現を促進するため、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国を決定する最重要課題に位置づけられました。

春日井市では、昭和62年(1987年)の「かすがい女性計画」(第1次)を初めとして、2次、3次計画を策定し、計画に基づき女性施策を総合的、計画的に推進してきました。しかし今なお、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性にかかわる人権や育児、介護など解決しなければならない課題や社会経済情勢の急激な変化にともない、個性と能力を十分に発揮できる社会環境や価値観の創造が不可欠となっています。

そのため、現行の「かすがい女性プラン21」を見直し、市民一人ひとりが「個」として尊重され、のびやかな生活を送ることができる社会の実現をめざし、「かすがい男女共同参画プラン～かがやく個性のびやかな暮らしを求めて～」を策定しました。

計画の性格

「かすがい女性プラン21」(第3次)の成果や課題を継承しつつ、市民と市が協働して取り組むべき目標と具体的な施策を明らかにするものです。

計画の期間

平成14年度から平成23年度までの10年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行います。

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法 第2条第1号より)

プラン策定にたずさわってくださった男女共同参画懇話会委員の「声」



求められる自己変革

座長 愛知淑徳大学教授 石田 好江さん

今回のプランは、これまでの女性施策にあった女性を保護の対象とみなす考え方を払拭し、女性も男性と対等な個人として尊重され、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受するとともに、責任についても等しく負う存在として捉えています。近年顕在化してきたドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)やエンパワーメント(力をつけること)といった課題は、従来の女性や女性団体への保護的、サー

ビス的な女性施策では十分に対応することはできなくなっており、行政の側も、市民の側もこれまでの考え方からの脱却(自己変革)が求められているのです。

とりわけ、行政にとっては、男女共同参画に関する施策はあらゆる領域に関わる問題であるだけに、全庁的な合意形成を必要とするとともに、実効性をいかに高めるかが大きな課題になります。そうした意味でも、今回の男女共同参画プランの推進は、21世紀型の行政のあり方や新しい市民と行政の関係構築(パートナーシップ)を試す格好の機会になるものといえます。

市民委員

小木曾 美奈子さん

男だから、女だからの概念より人として認め合う、そんな男女共同参画社会の実現でありたいと思います。

市民委員

佐高 英臣さん

プラン作りに戸惑いもありましたが、10年間の指針であり、多くの人々がプランに興味を持っていたらと思います。

市民委員

横井 広美さん

市民の目線で意見を述べてきました。プラン策定で学んだ事を今後の活動に生かしていきたいと思います。

計画のめざす方向

基本理念

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮すること
ができる男女共同参画社会の実現

基本目標

男女共同参画社会の実現のために

基本的視点

1

ジェンダー（社会的、
文化的に形成された
性別）に敏感な視点の
定着と深化

2

エンパワーメント（力
をもった存在になるこ
と）の促進

3

パートナーシップ（対
等な協力関係）の推進

目標

I 男女共同参画社会に向けての意識改革

II 意思決定過程への女性の参画

III 家庭生活における男女共同参画の促進

IV 地域における男女共同参画の促進

V 就業における男女共同参画の推進

VI 人権が尊重される社会の実現

目標別施策の内容

目標

I

男女共同参画社会に向けての意識改革

課題1

男女平等を確立するための意識づくり

〈施策の方向〉

- ☐ ジェンダーに敏感な意識の醸成
- ☐ 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
- ☐ 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集提供
- ☐ メディアの活用による意識改革の推進

課題2

男女平等の視点に立った学習・教育の推進

〈施策の方向〉

- ☐ 男女平等の視点に立った家庭教育の推進
- ☐ 男女平等の視点に立った学校教育の推進
- ☐ 男女平等の視点に立った生涯学習の推進

具体的施策 Pickup

- ◆ 男女平等意識啓発のための月間の設置やフォーラムの開催、情報紙の発行
- ◆ 男女共同参画に関する意識調査の実施や情報の収集・提供
- ◆ 講座などを通じての男女平等意識を育てる家庭教育の推進
- ◆ 平等教育や男女混合名簿による学校教育の推進
- ◆ ジェンダーに敏感な視点に立った講座やセミナーの開催による生涯学習の推進

市民・企業などに期待する役割

- 市民一人ひとりが日常生活の身近なところからジェンダーに敏感な視点をもつよう心がけましょう。
- 企業などにおいては、男女が対等に活躍できるよう、意識啓発や環境づくりに積極的に取り組みましょう。

目標

II

意思決定過程への女性の参画

課題1

政策・方針決定過程への女性の参画

〈施策の方向〉

- ☐ 審議会などへの女性の登用推進
- ☐ 企業などにおける女性の参画促進・啓発
- ☐ 社会活動団体などにおける女性の参画促進・啓発
- ☐ 市における女性職員の登用促進

課題2

女性のエンパワーメントの支援

〈施策の方向〉

- ☐ 女性の人材養成と情報の提供
- ☐ 女性のネットワークの推進
- ☐ 国を越えたパートナーシップの形成
- ☐ 女性にかかわる総合相談窓口の充実

具体的施策 Pickup

- ◆ 市の審議会などへの女性委員の登用推進
- ◆ 企業や社会活動団体などでの女性の登用促進
- ◆ 女性の人材養成に関する講座の開催や女性団体などへの活動支援
- ◆ 在住外国人への情報提供や交流の推進
- ◆ さまざまな女性問題に関する相談窓口の充実

市民・企業などに期待する役割

- 地域活動やまちづくり活動に対して女性自身が自らの役割の大切さを認識し、女性の能力や感性などを諸活動の意思決定過程に十分生かすことができるよう積極的に参画しましょう。
- 企業などにおいては、女性の職域拡大、研修・訓練機会の均等な提供などを通じて責任ある地位への登用に努めましょう。

目標

Ⅲ

家庭生活における 男女共同参画の促進

課題1

男女が家庭責任を担える生活環境づくり

〈施策の方向〉

- ☐ 家事・育児・介護への男女共同参画の推進
- ☐ 家族と過ごす時間の確保

課題2

男女が共に子育てができる環境づくり

〈施策の方向〉

- ☐ 子育て環境の整備
- ☐ 育児相談・情報提供体制の充実

課題3

介護を社会的に支える環境づくり

〈施策の方向〉

- ☐ 在宅介護サービス・介護予防対策の推進
- ☐ 介護を担う人材の育成と確保
- ☐ 介護相談・情報提供体制の充実

具体的施策 Pickup

- ◆ 男女が共に参加する家事、育児、介護講座の開催
- ◆ 育児・介護制度を積極的に活用している企業の紹介
- ◆ 保育サービスの充実や放課後児童健全育成の推進
- ◆ 介護サービス提供体制や介護予防事業の推進
- ◆ 育児・介護への情報提供や相談体制の充実

市民・企業などに期待する役割

- 家庭生活におけるこれまでの慣習的な役割分担を、男女が共に担うとの視点から見直し、実践していきましょう。
- 企業などにおいては、家庭責任をもつ男女が仕事と両立させながらその能力を十分に発揮できるような就業環境づくりをめざし、総労働時間の短縮や柔軟な勤務体制、あるいは育児・介護休業の取得促進に努めましょう。

目標

Ⅳ

地域における 男女共同参画の促進

課題1

男女が共に地域活動・社会活動に 参画しやすい環境づくり

〈施策の方向〉

- ☐ 男女共同参画の視点に立った地域行事・活動の推進
- ☐ リーダーの育成と地域・社会活動への支援
- ☐ 地域・社会活動に関する情報の提供
- ☐ ボランティア休暇制度の導入促進

課題2

あらゆる人の地域社会への参画支援

〈施策の方向〉

- ☐ バリアフリーの環境整備と高齢者・障害者の社会参画の推進
- ☐ 母子世帯・父子世帯などの生活安定・自立支援

具体的施策 Pickup

- ◆ 男女が共に参加しやすい地域行事の促進
- ◆ 地域活動のネットワークづくりへの支援
- ◆ 多様なボランティア活動やNPO活動の支援
- ◆ 高齢者・障害者が参加しやすい学習・交流機会の提供
- ◆ ひとり親家庭への自立のための生活支援

市民・企業などに期待する役割

- 地域活動での慣習的な男女の役割分担について、男女が共に担う視点から見直し、実践していきましょう。
- 企業などにおいては、地域行事への支援・協力などにより地域との融和を図るなど、地域への貢献を意識した企業活動に取り組みましょう。

目標

V

就業における男女共同参画の推進

課題1

女性の労働条件の整備と職業能力育成の推進

〈施策の方向〉

- ☐ 男女の雇用機会均等の普及と多様な働き方の条件整備
- ☐ 就業と起業に関する情報の提供とネットワークづくりへの支援
- ☐ 職業能力の開発・向上への支援
- ☐ 女性労働相談体制の整備

課題2

男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

〈施策の方向〉

- ☐ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ☐ 育児・介護休業の取得推進
- ☐ 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の推進
- ☐ 企業における男女共同参画の推進

具体的施策 Pickup

- ◆ 男女雇用機会均等法など労働関係法令の周知
- ◆ 職業能力開発や女性起業に関する講座の開催
- ◆ 就職情報の提供や労働相談の充実
- ◆ 職場などにおけるパートナーシップの確立や交流ネットワークへの支援
- ◆ 女性の職域拡大・育成などに積極的に取り組む企業の紹介

市民・企業などに期待する役割

- 女性がそれぞれの目的に応じて主体的に就業機会を選べるよう、さまざまな情報や機会を積極的に活用しながら必要な職業能力の開発向上に努めましょう。
- 企業などにおいては、男女雇用機会均等法などを踏まえ、男女の均等な雇用機会を提供するとともに、不平等な待遇・慣行を見直しましょう。また、自営業においては、女性を経営上の対等なパートナーとして認識し、適正に評価する視点をもちましょう。

目標

VI

人権が尊重される社会の実現

課題1

女性に対するあらゆる暴力の根絶

〈施策の方向〉

- ☐ 女性に対する暴力を根絶するための環境づくりの推進
- ☐ 被害者救済システムの整備・充実

課題2

女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のための環境づくり

〈施策の方向〉

- ☐ リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発
- ☐ 妊娠・出産にかかわる保健施策の充実
- ☐ 心身の健康保持・増進のための環境整備

課題3

メディアにおける女性の人権の尊重

〈施策の方向〉

- ☐ 女性の人権尊重の表現推進のためのメディアへの働きかけ
- ☐ 広報・刊行物などにおける性にとらわれない表現の促進

具体的施策 Pickup

- ◆ 女性に対する暴力の実態把握や暴力根絶への啓発
- ◆ 被害や自立への相談体制の充実
- ◆ リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する学習機会の提供
- ◆ スポーツの推進やライフステージに応じた健康づくり
- ◆ 性差別表現をなくすためのガイドラインの作成

市民・企業などに期待する役割

- 家庭や地域において、多くの機会をとらえながら人権意識の高揚に努め、特に暴力や差別を許さないという意識と行動に心がけましょう。
- 企業などにおいては、セクシュアル・ハラスメントや女性への差別の防止に努めましょう。

計画の推進のために

計画に基づき諸施策・事業を効果的に推進していくためには、市職員が男女共同参画社会形成の必要性について十分に認識し、全庁的な連携を図り、計画を推進する体制が不可欠です。

また、市民、社会活動団体、企業などにおいてはそれぞれの分野における役割を相互に認識し、協調・協力して実践的な活動を展開していくとともに、市との新しいパートナーシップの下に、計画の進捗状況を共有し、諸施策の企画・実施に市民の声を反映していく仕組みづくりが必要です。

- 1 男女共同参画の推進に向けた条例の制定
- 2 庁内の推進体制などの機能充実強化
- 3 計画の進行管理の実施
- 4 市民参画の推進と市民などによる評価システムの整備
- 5 社会活動団体と企業などとの連携の強化

エンパワーメント

エンパワーメントとは、自己のなかに力を蓄え、積極的な自分を創り出すこと、あるいは、権限の委譲や機会の提供によって潜在的な力を引き出すことです。

ジェンダー

ジェンダーとは、生物学的な性差ではなく、社会的・文化的につくられる「男らしさ」「女らしさ」のことです。

ジェンダーに基づく偏見は、男性中心の社会システムを強化し、差別を再生産し、女性はもとより男性の人権をも侵害します。



パートナーシップ

パートナーシップとは、立場の異なる者が、お互いの違いを認め合い、尊重し、そのうえで共通の目的のために力を合わせ、成果を分かち合うことです。

セクシュアル・ハラスメント

職場や学校で起きる性的な嫌がらせを指します。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれます。

キーワード

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利のことで、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

ドメスティック・バイオレンス

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や恋人など、親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。

INFORMATION



男女共同参画懇話会委員を

募集



新たに策定した「かすがい男女共同参画プラン」を推進していくため、日頃から男女共同参画に関心のある方を「春日井市男女共同参画懇話会委員」として募集します

- 目的 男女共同参画プランの推進状況や男女共同参画を進める条例の制定について意見交換
- 任期 2年
- 募集人数 2人
- 応募資格 市内在住者、市内へ通勤・通学者で20歳以上の人
本市の附属機関等の委員となっていない人
- 応募方法 所定の附属機関等委員応募申込書に主な履歴、応募理由（応募の動機、抱負など）を記入し提出してください。（郵送可）
なお、応募申込書は青少年女性課、市役所情報コーナー、レディヤンかすがい、各ふれあいセンター、各公民館に用意してあります。
- 応募締切 平成14年4月16日（火）
- 選考方法 選考委員会による書類選考
- 選考結果 平成14年5月中旬に文書で応募者全員に通知します。

送付・問い合わせ先 〒486-8686 春日井市市民経済部青少年女性課 TEL 85-6152

レディヤンかすがい相談のご案内

困ったなと思ったらひとりで悩まないで相談しましょう

- 相談は無料です ■秘密は厳守します
- 相談員はすべて女性です

女性相談

- 日時 毎週火曜日
10:30～12:00 13:00～15:00
- 相談員 愛知県女性相談員
- 内容 夫婦間のトラブル、結婚、男女問題、家庭内の不和などについて

家庭相談

- 日時 毎週木曜日
14:00～16:00
- 相談員 春日井市家庭・児童相談員
- 内容 家庭内における子育てや女性の悩みについて

電話相談または面接相談〈専用電話〉TEL85-7871

女性専門相談

4月から弁護士やカウンセラーによる
女性のための専門相談を新たに開設しました。



- ◆面接相談のみで予約が必要です。
- ◆予約受付/火曜日～金曜日午前9時～午後5時
TEL85-4188

法律相談

- 日時 第1・3土曜日 10:00～12:00
- 相談員 弁護士
- 内容 夫婦間、金銭、相続など、女性の身の回りの法律問題について

こころの相談

- 日時 第2・4土曜日 10:00～12:00
- 相談員 カウンセラー
- 内容 女性の不安や悩みなど心の整理への支援について

相談場所

春日井市鳥居松町2丁目247番地
青少年女性センター（レディヤンかすがい）
4階相談室



100%再生紙を使用しています。